

役員・評議員の任期に関するアンケート調査報告

公益社団法人私学経営研究会

令和5年改正私立学校法（令7・4・1施行）により、役員と評議員の任期の上限、任期の始期と終期、役員・評議員の資格や構成要件等が大きく変更となることから、法改正後の役員と評議員の任期について本会に問い合わせが多くなっています。

そこで、役員と評議員の任期について、改正後の任期の定めと附則の経過措置に関する定めについてアンケート調査を行いましたので、その結果を公表いたします。ご参考になさってください。

調査期間：令和6年4月19日～令和6年5月8日
調査対象：会員校（601法人）、非会員校（245法人）
回答法人数：225（大臣所轄法人154／知事所轄法人71）

【回答地区】

	地区	大臣所轄	知事所轄	計
A	北海道・東北	16	3	19
B	関東	45	12	57
C	中部・北陸	30	14	44
D	近畿	42	15	57
E	中国・四国	8	17	25
F	九州・沖縄	13	10	23
	計	154	71	225

I 私学法改正後の任期について

1 理事の任期

	年数	大臣所轄	知事所轄	計
①	2年	22	8	30
②	3年	29	15	44
③	4年	79	38	117
④	未定・わからない	22	10	32
⑤	その他	2	—	2
	計	154	71	225

「⑤ その他」の内訳

（回答数：大臣所轄2）

	内容	大臣所轄	知事所轄	計
	理事会選任理事：4年／評議員会選任理事：2年	1	—	1
	設置校の長及び副学長が理事となった場合においては2年とし、その職にある期間、再任を妨げない	1	—	1
	計	2	—	2

2 評議員の任期

年 数		大臣所轄	知事所轄	計
①	2年	21	7	28
②	3年	26	15	41
③	4年	74	30	104
④	5年	1	1	2
⑤	6年	7	6	13
⑥	未定・わからない	24	12	36
⑦	その他（理事会選任評議員：4年／評議員会選任評議員：2年）	1	—	1
計		154	71	225

3 監事の任期

年 数		大臣所轄	知事所轄	計
①	2年	20	8	28
②	3年	26	14	40
③	4年	75	31	106
④	5年	1	2	3
⑤	6年	8	4	12
⑥	未定・わからない	24	12	36
計		154	71	225

4 理事・評議員・監事の任期の比較

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	すべて〇年で統一	113	48	161
②	理事と監事は同じ。評議員のみ〇年長い	1	3	4
③	理事と評議員は同じ。監事のみ〇年長い	4	1	5
④	監事と評議員は同じ。理事のみ〇年短い	10	5	15
⑤	理事・評議員・監事全て任期が異なる	1	1	2
⑥	未定・わからない	25	13	38
計		154	71	225

「①～④」の内訳について

〔① すべて〇年で統一〕

年 数	大臣所轄	知事所轄	計
2年	19	7	26
3年	23	13	36
4年	71	28	99
計	113	48	161

〔② 理事と監事は同じ。評議員のみ〇年長い〕

年 数	大臣所轄	知事所轄	計
1年	1	2	3
4年	—	1	1
計	1	3	4

〔③ 理事と評議員は同じ。監事のみ〇年長い〕

年 数	大臣所轄	知事所轄	計
1年	2	—	2
2年	1	—	1
3年	1	—	1
4年	—	1	1
計	4	1	5

〔④ 監事と評議員は同じ。理事のみ〇年短い〕

年 数	大臣所轄	知事所轄	計
1年	3	1	4
2年	7	4	11
計	10	5	15

「⑤ 理事・評議員・監事全て任期が異なる」場合の年数について

年数	大臣所轄	知事所轄	計
理事4年、評議員6年、監事5年	—	1	1
理事4年、評議員5年、監事6年	1	—	1
計	1	1	2

5 現行の任期との比較

内 容	長くする			短くする			変更なし			未定・わからない			計
	大臣	知事	計	大臣	知事	計	大臣	知事	計	大臣	知事	計	
理 事	15	6	21	7	4	11	108	51	159	24	10	34	225
監 事	26	10	36	3	4	7	100	44	144	25	13	38	225
評議員	34	13	47	3	2	5	93	43	136	24	13	37	225

Ⅱ 令和7年4月1日前後に任期満了となる現役員の任期の伸長又は短縮について

A 現役員の任期満了日が令和7年度最初の定時評議員会より後のケース

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	役員全員に「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任していただく	73	22	95
②	資格・構成要件を満たさない者のみ「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任いただき、要件を満たしている者はすべて「任期満了日又は令和9年度最初の定時評議員会終結時のいずれか早い方まで」とする	30	8	38
③	各役員の事情により個別に対応し、要件を満たしている者であっても「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で辞任していただく者と、任期が続く者がいる	7	3	10
④	未定・わからない	24	22	46
⑤	該当なし	20	16	36
計		154	71	225

B 現役員の任期満了日が令和7年4月1日より後で令和7年度最初の定時評議員会より前のケース

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	附則で、役員全員の任期を「令和7年度最初の定時評議員会終結時まで伸長」と定める	31	10	41
②	3月末までに辞任していただき、現行寄附行為に則り再任する(*4/1に在任し、任期満了日はAのケースとなる)	2	—	2
③	未定・わからない	20	19	39
④	該当なし	101	42	143
計		154	71	225

「B-② 3月末までに辞任していただき、現行寄附行為に則り再任し、その任期満了日が令和7年度最初の定時評議員会より後になる」場合について

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
ア	役員全員に「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任していただく	1	—	1
イ	資格・構成要件を満たさない者のみ「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任いただき、要件を満たす者はすべて「任期満了日又は令和9年度最初の定時評議員会終結時のいずれか早い方まで」とする	1	—	1
計		2	—	2

C 現役員の任期満了日が令和7年4月1日より前（3月〇日）のケース

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	附則で、3月〇日と4月1日の2段階の施行日を設定し、役員全員に「令和7年3月〇日に在任する者の任期を令和7年度最初の定時評議員会終結時まで伸長」と定める	40	16	56
②	現行寄附行為に則り3月〇日に新役員を選任する（附則で2段階の施行日は設けない）（*4/1に在任し、任期満了日はAのケースとなる）	13	2	15
③	未定・わからない	36	17	53
④	該当なし	63	36	99
⑤	その他	2	—	2
計		154	71	225

「C-② 現行寄附行為に則り3月〇日に新役員を選任し、その任期満了日が令和7年度最初の定時評議員会より後になる」場合について

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
ア	役員全員に「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任していただく	6	1	7
イ	資格・構成要件を満たさない者のみ「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任いただき、要件を満たす者はすべて「任期満了日又は令和9年度最初の定時評議員会終結時のいずれか早い方まで」とする	4	—	4
ウ	各役員の事情により個別に対応し、要件を満たしている者であっても「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で辞任していただく者と、任期が続く者がいる	2	1	3
エ	未定・わからない	1	—	1
計		13	2	15

「C-⑤ その他」の内訳

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
令和7年3月31日付の定年退職者は辞任してもらう		1	—	1
予定どおり3月31日で任期満了とし、新役員は任期の終期を「令和7年度定時評議員会終結時」として選任する		1	—	1
計		2	—	2

Ⅲ 令和7年4月1日前後に任期満了となる現評議員の任期の伸長又は短縮について

A 現評議員の任期満了日が令和7年度最初の定時評議員会より後のケース

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	評議員全員に「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任していただく	80	21	101
②	資格・構成要件を満たさない者のみ「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任いただき、要件を満たしている者はすべて「任期満了日又は令和9年度最初の定時評議員会終結時のいずれか早い方まで」	25	8	33
③	各評議員の事情により個別に対応し、要件を満たしている者であっても「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で辞任していただく者と、任期が続く者がいる	4	3	7
④	未定・わからない	23	21	44
⑤	該当なし	22	18	40
計		154	71	225

B 現評議員の任期満了日が令和7年4月1日より後で令和7年度最初の定時評議員会より前のケース

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	附則で、評議員全員の任期を「令和7年度最初の定時評議員会終結時まで伸長」と定める	27	7	34
②	3月末までに辞任して、現行寄附行為に則り再任する（*4/1に在任し、任期満了日はAのケースとなる）	—	—	—
③	未定・わからない	23	20	43
④	該当なし	104	43	147
⑤	その他（従来の任期をもって終了し、新任・再任時に、次の任期を6年を超えない範囲の定時評議員会までとする）	—	1	1
計		154	71	225

C 現評議員の任期満了日が令和7年4月1日より前（3月〇日）のケース

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
①	附則で、3月〇日と4月1日の2段階の施行日を設定し、評議員全員に「令和7年3月〇日に在任する者の任期を令和7年度最初の定時評議員会終結時まで伸長」と定める	43	17	60
②	現行寄附行為に則り3月〇日に新評議員を選任する（附則で2段階の施行日は設けない）（*4/1に在任し、任期満了日はAのケースとなる）	8	1	9
③	未定・わからない	32	19	51
④	該当なし	69	33	102
⑤	その他	2	1	3
計		154	70	225

「C-② 現行寄附行為に則り3月□日に新評議員を選任し、その任期満了日が令和7年度最初の定時評議員会より後になる」場合について

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
ア	評議員全員に「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任していただく	5	—	5
イ	資格・構成要件を満たさない者のみ「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で退任いただき、要件を満たす者はすべて「任期満了日又は令和9年度最初の定時評議員会終結時のいずれか早い方まで」とする	2	—	2
ウ	各評議員の事情により個別に対応し、要件を満たしている者であっても「令和7年度最初の定時評議員会終結時」で辞任していただく者と、任期が続く者がいる	1	—	1
エ	未定・わからない	—	1	1
計		8	1	9

「C-⑤ その他」の内訳

内 容		大臣所轄	知事所轄	計
令和7年3月31日付の定年退職者は辞任してもらう		1	—	1
予定どおり3月31日で任期満了とし、新役員は任期の終期を「令和7年度定時評議員会終結時」として選任する		1	—	1
従来の任期をもって終了し、新任・再任時に、次の任期を6年を超えない範囲の定時評議員会までとする		—	1	1
計		2	1	3